

欧州特許庁（EPO）、EPOとCNIPAとの間のPCTに関する試行を延長

2022年9月16日

JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州特許庁（EPO）は、2022年9月16日、EPOと中国国家知識産権局（CNIPA）との間で2020年12月1日より2年間実施している、中国の国民及び居住者が、特許協力条約（PCT）に基づく英語での出願についてEPOを国際調査機関（ISA）として選択できる試行¹について、2023年11月30日まで1年間延長する旨、ニュースリリースにて公表した。

本ニュースリリースでは、（延長に係る）本決定は、2020年12月1日から実施されている試行の好評価に基づくもの²であり、本試行への関心は著しく、大学、研究機関、個人を含む270以上の出願人から積極的な参加があった旨、特に、中国に拠点を置く国内企業および国際企業は、欧州で適時に特許保護を受けることに強い関心を示している旨を述べている。

— EPOのニュースリリース等は、以下参照 —
（ニュースリリース）

[EPO-CNIPA Joint Communiqué: Chinese applicants may continue to designate EPO as ISA](#)

（よくある質問）

[Frequently asked questions on the CNIPA-EPO pilot for ISA files](#)

— EPOとCNIPAとの間のPCTに関する協力についての欧州知的財産ニュースは、以下参照 —

[EPOとCNIPA、両庁間のPCTに関する試行についてのユーザー調査を開始（2021年10月1日）（PDF）](#)

[EPOとCNIPAとの間のPCTに関する試行が2020年12月1日に開始（2020年10月21日）（PDF）](#)

[欧州特許庁と中国国家知識産権局が特許協力条約に関する協力に合意（2019年11月14日）（PDF）](#)

（以上）

¹ 受理官庁としてのCNIPA又は世界知的所有機関（WIPO）国際事務局（IB）に出願する出願人が利用でき2020年の試行開始後の12か月で2,500件及び次の12か月で3,000件の出願に制限されていた。試行の延長により、さらに3,000件の出願が可能となる。

² 本試行について、2021年10月1日～15日まで、EPOとCNIPAは、ユーザー調査を実施した。